

川崎市立西丸子小学校 いじめ防止基本方針

1. 令和8年度 川崎市立西丸子小学校 学校経営計画



2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許さないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みのある児童を見逃さない仕組みづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ、「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常の細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制の整備をします

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聴き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。
- ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。
- 例えば、
- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 令和7年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置づける）

校長、教頭、教務主任
学年主任
支援教育 CO
養護教諭
児童理解委員
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）
道徳主任
児童会活動主任

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証（校長・支援教育 CO）
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成（支援教育 CO）
- ・ いじめ防止指導研修の企画・運営（支援教育 CO、児童理解委員会）
- ・ いじめ問題に関する資料の管理（支援教育 CO）
- ・ 道徳教育との連携（道徳主任）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し（校長・教頭・教務主任・支援教育 CO）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成（教務主任）
- ・教育相談窓口・教育相談室の管理・運営（支援教育 CO）
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携（校長・教頭・支援教育 CO）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会活動「代表委員会・委員会」との連携（児童会活動主任）
- ・PTA校外委員会との連携（教務主任）
- ・地域教育会議との連携（教務主任）
- ・警察との連携（校長・教頭・支援教育 CO）
- ・児童相談所との連携（校長・支援教育 CO）

7. 令和7年度 いじめ防止対策年間計画

期	月	活動内容（校内いじめ防止対策会議・児童理解委員会・職員会議等）
前 期	4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間計画の立案・確認 ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応等についての考え方と組織の周知 ・「西丸子のやくそく」「教職員のやくそく」の確認 ・自宅周辺調査 ・懇談会、学校説明会での周知
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解委員会での情報交換の実施（各学級や学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） ・第1回「学校生活アンケート」実施に向けた内容検討
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解委員会での情報交換の実施（各学級や学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） ・第1回「学校生活アンケート」実施・集計・結果を受けての対応について ・共生＊共育プログラムの効果測定 ・【児童生徒指導点検強化月間】の取組 →（具体的な内容「西丸子のやくそく」の徹底） ・教育相談（個人面談）週間の実施 ・教育相談（個人面談）からの情報収集（各担任→支援教育 CO）
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解委員会での情報交換の実施（各学級や学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） ・夏季休業中の生活指導・対応の確認 ・職員会議に年間反省（4～7月）を提案
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策に関する研修会
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解委員会での情報交換の実施（各学級や学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） ・前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認
後 期	10	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解委員会での情報交換の実施（各学級や学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） ・第2回「学校生活アンケート」実施に向けた内容検討 ・校内美化週間
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解委員会での情報交換の実施（各学級や学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認） ・学校公開日→全学級授業の公開（担任、専科） ・第2回効果測定の実施 ・学校生活アンケート、効果測定の結果を受けての対応検討
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解委員会での情報交換の実施

	<ul style="list-style-type: none"> (各学級や学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認) ・第2回「学校生活アンケート」実施・集計・結果を受けての対応検討 ・共生＊共育プログラムの効果測定 ・教育相談（個人面談）週間の実施 ・教育相談（個人面談）での情報収集（各担任→支援教育 CO） ・冬季休業中の生活指導・対応の確認 ・職員会議に年間反省（8～12月）を提案
1	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解委員会での情報交換の実施 (各学級や学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解委員会での情報交換の実施 (各学級や学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認) ・「学校生活のやくそく」「教職員のやくそく」の再検討 ・【学校体制振り返り月間】の取組 →（具体的な内容 各学年の状況把握と今後に向けての方針・確認） ・次年度への情報引き継ぎの準備 ・今年度の反省→学校評価への反省
3	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解委員会での情報交換の実施 (各学級や学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認) ・児童引き継ぎの作成、整理 ・職員会議に年間反省（1～3月）を提案 ・来年度に向けてのいじめ防止基本方針の見直し

(5) 本校のいじめ防止に向けた取組

【児童の自主的な取り組み】

①児童の自主的な企画・運営

- ・NEWS委員会「言葉遣いを意識しよう」 ・計画委員会「1年生を迎える会」
- ・植物委員会「自然を大切にしよう」
- ・スポーツ委員会「キラキラタイム（短縄、ドッジボール、健康づくり）」

② 交流活動の活性化

- ・学年交流「異学年と交流しよう」
- ・クラブ活動「3・4・5年生でクラブ立ち上げ集会」
- ・委員会活動「4・5年生で委員会立ち上げ集会」

③啓発活動

- ・人権「学校のやくそくを守ろう」
- ・人権週間の取り組み

【教職員の取り組み】

- ・人権、いじめ防止、不適切なかかわり防止の意識を高めるための教職員研修
- ・学年を中心とした児童の様子の見守りと情報交換
- ・児童に関する情報を必要に応じて保護者、関係職員と共有
- ・校内巡回による支援と問題・課題発見
- ・職員会議での児童、学級の情報共有
- ・4校交流（上丸子小学校、小杉小学校、中原中学校）

【保護者の取り組み（PTA活動）】

- ・登下校見守り活動
- ・子ども 110 番協力へのあいさつ
- ・夏休みのパトロール

【地域住民の取り組み】

- ・地域での見守り・あいさつ運動
（スクールサポーター・ガードリーダー・地域住民・主任児童委員も含む）
- ・区「社会を明るくする運動」（保護司会 等）
- ・学校教育会議での意見交換